

令和 8 年 5 月 13 日
三木市監査委員決定

令和 8 年度 年間監査計画

三木市監査基準第 13 条の規定に基づき、年間監査計画を次のとおり定める。令和 8 年度は以下の監査等を実施することとし、具体的な内容については別途、各監査等を実施する前に実施計画を策定する。

1. 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 定期監査

実施に当たっては、市長部局（公営企業を含む。）、行政委員会事務局、学校を単位とし、監査の対象となる部等は概ね 4 年間（公民館は概ね 3 年間、学校は概ね 5 年間）で一巡することとする。

本年度は、「債権管理」、「準公金の管理」、「補助金」及び「契約事務」を重点項目とする。また、監査時点における本市を取り巻くリスクを勘案し適宜追加する。

(2) 財政援助団体等に対する監査

財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）に係る関係業務の合規性及び適正性を主眼として、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また現地調査を実施する。

監査の対象となる財政援助団体等については、事業内容、財政的援助の実績、出資比率及び過去に実施した監査の時期、内容等を勘案して選定する。

(3) 例月現金出納検査

会計管理者等から検査資料の提出を求め、出納関係諸帳簿等の計数を検査するとともに、関係職員の説明を求める。

(4) 決算審査及び基金の運用状況審査

決算審査については、各会計の決算及び関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかの確認を行う。また、基金の運用状況については関係書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率

的に行われているかについて審査する。

(5) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

健全化判断比率、資金不足比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、記載事項は法令に準拠して作成されているか、決算書及び関係諸帳簿等により計数の確認を行い、その内容について審査する。

2. 監査等の実施時期等の予定

種類・対象	実施時期	実施体制
定期監査（学校以外） 【対象】抽出 15 部署程度	R8 年 10 月 ～R9 年 2 月	監査委員 2 名 事務局員 2 名
定期監査（学校） 【対象】抽出 4 校程度	R8 年 10 月 ～R9 年 2 月	
財政援助団体等監査 【対象】抽出 1 団体	R8 年 10 月 ～R9 年 2 月	
決算審査・財政健全化判断比率等審査 【対象】令和 7 年度執行分	R8 年 6 月 ～R8 年 8 月	
例月現金出納検査 【対象】令和 7 年度の残期間分 令和 8 年度出納分	毎月	